十四ノ八十 第四棚

安永二巳年ゟ
同 云丙年ゟ

定請願
町入用

橋一件

809
106
854

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1

ガラス使用

東京府圖書館

舊幕引繼書

安永二巳年ヨ
同六酉年ニ出

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用　挟み込み物

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

一拾挺　門長弐間横弐尺
一弐拾丁　同断
一拾丁　同断
一拾丁　同断
右河俣中宮工ニ預り入候
之預りニ而ハ無之候得共
為念書附差出申候
以上
　月　日

一板　長七寸　横弐尺
　　厚弐寸
　　欅長四尺横弐尺
　　厚弐寸
　　欅長弐尺横弐尺
　　厚弐寸
　　欅長弐尺横弐尺
　　厚弐寸
　　欅長弐

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

己六月

白雲 勘解下

菩提 [illegible]

入札

二番札

一 源川中橋河ゟ大橋河ニ渡ル橋掛直御普請御[illegible]

一 武[illegible]文ニ迎[illegible]橋[illegible]追[illegible]持[illegible]

代金九拾[illegible]

右ニ重渡ニ[illegible]札[illegible]

[illegible]

己六月

[illegible]

[illegible]

入札

三番札

一 源川中橋河ゟ大橋河ニ渡ル橋御普請[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1

ガラス使用

一武御馬[illegible]持[illegible]以積

仲金百[illegible]

右之通[illegible]

[illegible]

巳六月

通[illegible]

[illegible]

八孔

一[illegible]

[illegible]

仲金百[illegible]

右之通[illegible]

[illegible]

巳六月

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

安永二年

御川中鴻所分
大鴻所臣鴻臣橋新親出書清出栞出入用図決

巳

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1
ガラス使用

一金弐両也　御祓之内沢

金拾両也　御祓之内沢

金拾両也　御祓之内沢

金拾

金壱万弐千疋　　（ヵ）宅
　十五枚二束　　御届申候
　　但壱束弐百疋宛

金七拾弐万弐千疋　宅同
　廿五枚弐束　　御届申候
　　但壱束弐百疋宛

　　　

金壹歩二分 銀十四匁五ト 六ヶ三毛　櫻壹三分壹尺　割立 書ル等

叶末敕壹ト申

只壹ヶ日 又 悟し 月中行 桁ニ 壹

金貳分銀七匁下 三毛　梅 塩地壹三分　同 巾七寸 厚二寸

叶末敕 武挺　但壹挺ニ日金壹ヶ分銀三匁五ト 六ヶ三毛

只壹ヶ日 大男ニ 壹

(六)

金壹分銀四匁九ト 六ヶ三毛　同 壹三分　同 巾六寸 厚二寸六ト

叶末敕 四挺　但壹挺ニ日銀四匁九ト 八分 四毛

只壹ヶ日 弟遠男ニ 壹

金壹歩三分銀拾壹匁七ト 六ヶ三毛　同 壹同行　同 巾八寸 厚二寸

叶 末敕 拾壹ヶ 枚　但壹ヶ枚ニ日銀十匁六ト 壹厘六毛

只壹ヶ日 平均 橋ニ 壹

(七)

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

金壱両弐十三匁七分
廿本数六本　但壱本ニ付弐匁ツヽ
此代銀十二匁七分
金壱両三分弐朱
廿本数六本　但壱本ニ付弐匁ツヽ
此代銀十二匁
金壱両弐朱
廿本数六本　但壱本ニ付壱匁ツヽ
此代銀六

金二分銀二下二厘　梅塩地長二分　大サ七寸角

此本数二本　但壱本二付金壱分銀七匁
六下壱厘七毛

只今ハ埋木番之事

金壱分銀二匁九下七毛　同長同所　割立　巾九寸
厚三寸

此板数壱枚

只今ハ飛巾橋之事

金壱匁二分銀九匁四下二厘　同長同所　本字角　同
四毛

此本数八本　但壱本二付銀十二匁四下二厘
八毛

只今ハ関板渦橋之事

金四匁二分銀拾匁七下　壱厘　同長同所　本字角　同

此本数二十本　但壱本二付銀九匁八下
六厘七毛

只今ハ関板之事

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

(五)

形ニ而橋澄間五十行桁ニ渡ハ二十
ニ内ニ三十ニ形用ニ三十ニ形銀ニ而

(六)

形ニ而橋大ニ渡ハ二十ニ内ニ三十
ニ用ニ三十ニ形銀ニ而

(七)

形ニ而橋筋遠ニ渡ハ四十ニ内ニ二十
ニ用ニ二十ニ形銀ニ而

(八)

形ニ而橋ニ渡ニ而橋巻ニ渡ニ而橋ニ渡ニ而橋ニ渡ニ
ニ渡ニ渡ニ日千ニ渡ニ而ニ渡ニ而ニ渡ニ而ニ渡ニ
橋ニ渡ハ毎橋巻関板ニ而ニ渡ニ而ニ渡ニ而ニ渡ニ
廿四ニ用形ニ而橋ニ渡ニ而ニ渡ニ用ニ而ニ渡ニ
中ニ

一 形ニ而橋ニ渡ニ七十六ニ而ニ渡ニ而ニ渡ニ
ニ渡ニ下ニ橋ニ渡ハ七十ニ而ニ渡ニ而ニ渡ニ
ニ日橋板ハ二人ニ遠ニ渡ニ而ニ渡ニ
行桁ニ而欄ニ渡ニ中ニ而ニ渡ニ橋ニ渡ニ
ニ渡ニ而ニ渡ニ中ニ

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

深川蛤町 松島橋出張

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

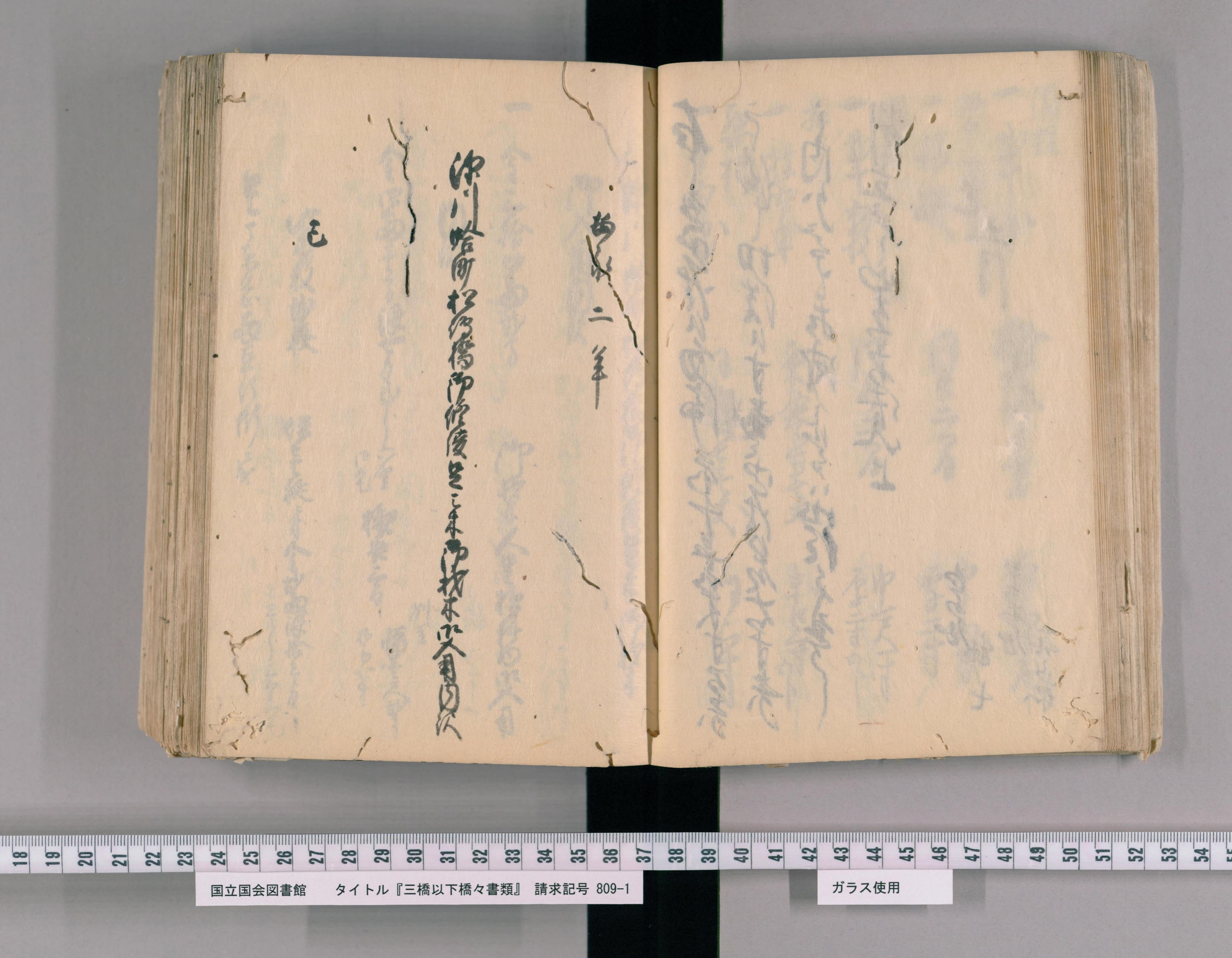

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

[illegible]

[illegible]

名恐以出附[illegible]

一 源川吉祥寺門前久右衛町ヶ来場町ヶ
来後ハ江鳴橋只今返無天副
増福院ヶ入用ニ以撤来リ申度

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

巳閏二月廿一日

三好全[illegible]
山本[illegible]

[illegible]

一 源川大和[illegible]所[illegible]所[illegible]所[illegible]
[illegible]所[illegible]
自分入用[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

右相如月息仕候有一所門[illegible]
安永戊午年[illegible]月[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

[illegible]以書付[illegible]中上[illegible]

一

源川大和町[illegible]久町[illegible]木町西[illegible]町
[illegible]町[illegible]中上[illegible]町内
向合[illegible]分入用[illegible]以[illegible]
中[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

[illegible]楽山常人上て積入れ中付ゆ如中海所
小橋全八拾五蛤所　松浦橋三拾七匁
[illegible]分之積其方大ニ落れ二月抽木代全
[illegible]下[illegible]百[illegible]先[illegible]而[illegible]出し仕[illegible]
[illegible]入仕[illegible]紙[illegible]
午　三月

山[illegible]
一　[illegible]文有橋内深川中海所小橋
同所蛤所　松浦橋[illegible]卯年　二月
[illegible]積[illegible]付[illegible]觀[illegible]
第一式山常人上て積入れ[illegible]付ゆ如中海所
小橋全八拾五蛤所　松浦橋全三拾[illegible]

永禄三年卯月廿九日

永禄三年卯月廿九日

永禄三年卯月廿九日

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

右新焼橋二ヶ所 [illegible]

出来仕候付見分仕候仕振恐ゝ金案遠

出来仕候ゝ付実見人 [illegible]

乃仕候橋[illegible]拂 [illegible]

[illegible]

上

午七月

[illegible]

右中[illegible]所 [illegible]

[illegible]橋新焼[illegible]御入用[illegible]

[illegible]

橋焼[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用